

ごみの受入方法が変更になりました

各清掃センターではごみ減量化対策の一環として搬入物検査を実施していますが、搬入物確認を容易にするため、以下のとおり受入方法が変更になりました。

※ごみステーションに出す場合と同様になりました※

※他市町村名の書かれた指定袋はご利用いただけません※



紙袋・米袋等
(中の見えないもの)

令和3年
7月1日～

中身が見える袋
以外は原則として
受入不可

※野木町の生ごみ指定袋は除く
※雑紙・新聞紙等は除く



透明・半透明のビニール袋
(中の見えるもの)

皆様のご理解とご協力をお願い致します

小山広域保健衛生組合 施設管理課